

PET/MRIの保険適用疾患と費用について

■ 保険適用疾患について

疾患名	詳細	診断目的
悪性腫瘍	脳、頭頸部、縦隔、胸膜、乳腺、直腸、泌尿器、卵巣、子宮、骨軟部組織、造血器、悪性黒色腫	他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない患者に使用する

■ 費用負担について

診療報酬点数

ポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影 (FDG)	8,625 点
核医学診断料	450 点
画像診断管理加算 2	180 点
電子画像管理加算	120 点

合計 9,375 点

自己負担 3 割の場合 28,130 円

保医発0329第4号
平成25年3月29日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)の一部が平成25年厚生労働省告示第102号をもって改正され、平成25年4月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

通知：保医発0329第4号

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」